

広報 わしま 4月号

No.212

沢山の方々に……

良寛さま終焉の地として「良寛の里美術館」がオープンすることは、一村民としてとてもうれしいことです。また、私が尊敬する良寛さまの書が、皆さまに鑑賞されるということもうれしいことです。

ですから村民の方々はもちろん、全国各地の方々に和島村に来ていただき、良寛の里を訪れていただきたいと思っております。

オープンを機に、もっと多くの方々から「書」に親んでもらいたいと思います。

和島村にも文化を

良寛の里をみせていただいたのは、まだ雪の頃ですが、スケールの大きさに興味をもっています。また全体の雰囲気の中で茶室は、好企画だと思っております。

お茶の仲間にこの茶室のことを話すと「楽しみにしている」というのですが、やはりお茶を知らない人には、難しいものと思われているようです。

和島村は、他町村に比べお茶の人口が少ないといわれています。誰もが気軽に来て、雰囲気を味わえるよう、有効に利用できたらいいと思っております。



池田 瑞さん(村 田)
公民館習字教室講師

良寛の里

4月6日、7日
(午前 午後
9時から 4時まで)

村民一般開放
(無料)

観光物産館「てまり」
も営業します。

お待ちしております

小林美與志さん(村 田)
茶道石州流野村派の先生



久須美十郎さん(中小島谷)
和島村老人クラブ連合会々長



良寛の歌から

物欲からはなれられた良寛様は「形見とて何か残さん春は花山ほととぎす秋はもみぢば」と詠んでいられます。

自然の風微や恩恵は誰でも同じように受けられますし、次の世代へも残せるものですから、これを汚さず傷めず大切に、慈しみ育て、いくようと訓えられているのではないのでしょうか。

このように良寛様がこよなく愛された自然のよさが、待望の「良寛の里」にもたくさん盛り込まれているときいておりますので、この度の開館を楽しみにしています。

良寛さまも大照れ？

昨年、老人クラブの代表で良寛の里の清掃作業をやったときにすばらしい場所だと感じました。私はその中でも茶室に強い印象を持ちました。良寛の里を訪ねて来た人を接待するための茶室ですが、こんなりっぱな茶室をつくってもらって、良寛も照れているのではないかと思います。

また良寛を研究されている専門家は良寛についてはわかると思うのですが、初めて訪れた人にも良寛と和島村のつながり、歴史的背景がわかっていただけたらと思っております。



よう きなされたね

中 沢 大 矢 道 子さん
(世帯主 繁さん)

昨年六月、分水町より和島村民として仲間入りさせて頂きました大矢道子です。
主人と同じ職場(働エアマン)電子に勤めております。通勤の距離が前より遠くなったので、「冬期間は安全運転で」と早く家を出て時間の余裕をとり勤務しています。
先日、淡雪の降る日、裏の山でかわいらしい恥ずかしそうな「ふきのとう」を摘むことができました。実家では、こんなに美しい緑の自然を自分の手で求めることはできませんでした。
新鮮な野菜を畑より収穫し、豊富に食卓に添えられることは、すばらしいと思います。
家族は六人です。今年の六月、一人増え七人家族になる予定です。今から自然の美しさの中ですくすくと育つ姿を夢みて楽しみにしています。

良寛の里建設による観光面の発展と地域開発に力を入れて、とりくんでもらいたいと思います。
また、子供達が安心して遊べる公園や文化施設を充実させて、よりよい和島村にしていきたいと期待しています。



「軽自動車税の納税証明書」は大切に保管を!!

「軽自動車税の納税証明書」は税の納入後、役場より納税者のお手許へ届けられています。この証明書は軽自動車の車検を受ける場合は必ず必要な書類です。

最近は紛失される方が多く再発行の件数が大変増しております。


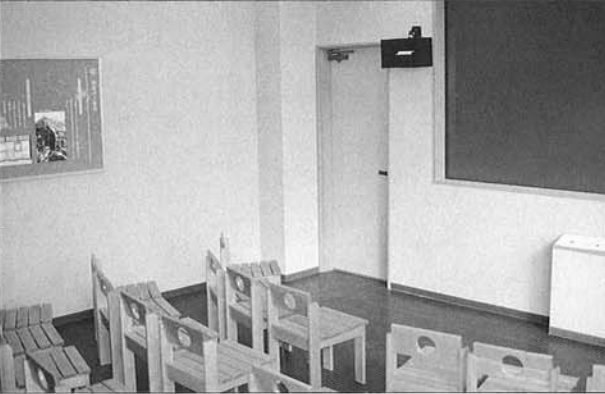
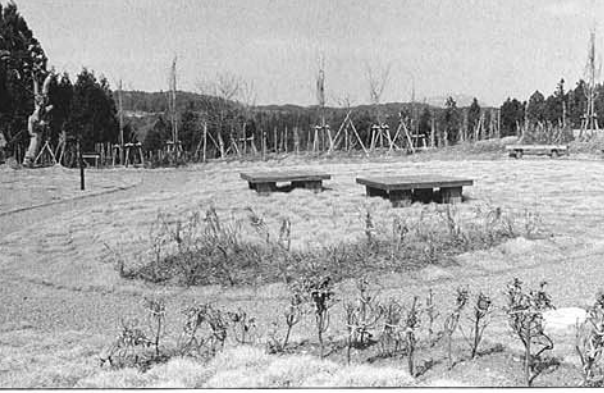

車検時まで大切に保管し、車検を依頼する業者の人に渡していただきますようご協力をお願いいたします。

人口の動き

2月末人口	
出生2人	死亡5人
転入4人	転出2人
世帯数 1,273世帯(±0)	
男	2,729人(-3)
女	2,844人(+2)
計	5,573人(-1)
<small>()内は前月比</small>	

「良寛の里」

もうすぐオープンです

展示室			ビデオルーム
	<p>展示室の中央には、良寛の立像があなたを待っています。良寛の遺墨やゆかりの文人、墨家の作品をゆっくりとご覧ください。また子供と遊ぶ良寛の小さな木彫りの良寛像に気が付きませんか？</p>	<p>「良寛を知るために」「良寛の遺墨」「良寛と貞心尼」「和島の良寛」の4本のビデオを用意しています。4本の中からあなたのお好きなビデオを選んで、鑑賞してください。</p>	
庭園			像
	<p>野立てができるような日本庭園です。また一年中ここへ来て花を鑑賞できるよう、季節によって次々と変化します。あなたが好きな季節、庭園は、どんな色に染まっているのでしょうか。</p>	<p>弥彦山、国上山が一望できるロビー。ここには「良寛と貞心尼の対面像」があります。いろりを前に良寛と貞心尼は、何を話ったのでしょうか？その他館内には2つの像が置かれています。</p>	

良寛の里の工事は、全て終了し4月14日のオープンを待つだけとなりました。

そこで今月号では、良寛の里の一部をお知らせします。4月6日、7日は村民の一般開放日となっております。この日において「良寛の里」の下調べをやってみたいはいかがでしょうか？

歴史民俗資料館

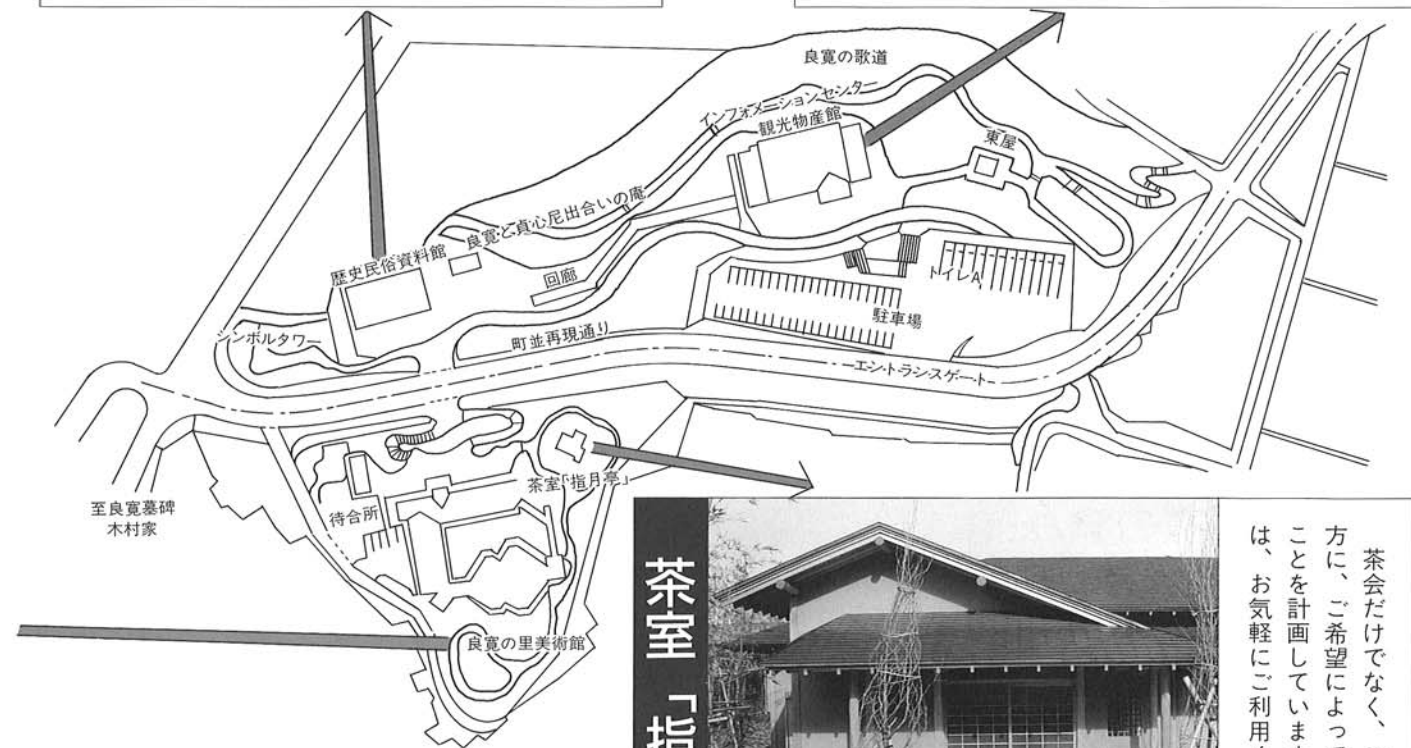


昨年12月に新聞やテレビなど報道機関をにぎわした八幡林遺跡より出土した「木簡」をはじめ、民具など和島村の文化・歴史民俗を紹介します。

観光物産館「てまり」



和島村の特産品をはじめ沢山のみやげを販売します。またゆっくり休憩、食事をしていただくレストランがみなさんをお待ちしています。



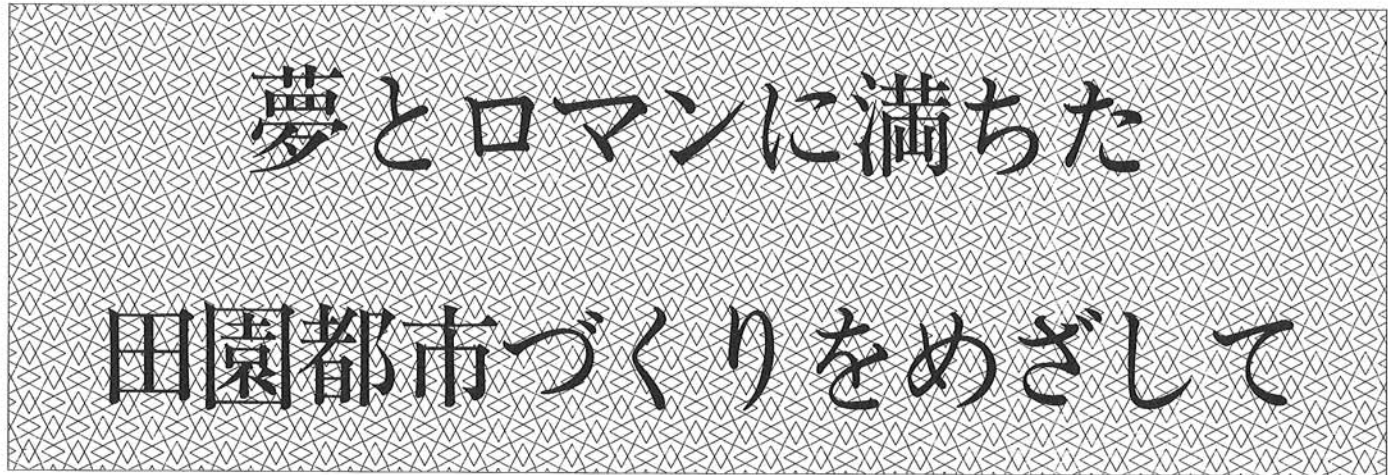
茶室「指月亭」



茶会だけでなく、ご来館いただいた方に、ご希望によってお茶をふるまうことを計画しています。ご来館の際は、お気軽にご利用ください。



良寛の里美術館



夢とロマンに満ちた 田園都市づくりをめざして

平成3年度当初予算

一般会計	21億2,200万円	(6.1%増)
農業集落排水特別会計	5億3,810万円	(143.7%増)
公共下水道特別会計	7億1,700万円	(152.5%増)
住宅用地造成特別会計	8,200万円	(皆増)
国保特別会計	1億8,625万1千円	(5.1%増)
老人保健特別会計	3億2,935万7千円	(2.7%増)

一般会計平成3年度戦略的主要事業項目

- (1) 総務費
 - 。高齢者コミュニティセンター建設事業
 - 。墓地公園整備事業
 - 。良寛の里整備事業
 - 。住宅用地造成事業繰出
 - 。総合開発計画見直し
 - 。国際交流事業
- (2) 民生費
 - 。敬老祝金の新設
 - 。重度身体障害者日常生活用具給付事業
 - 。ねたきり老人家庭援助事業
 - 。ひとり親家庭等医療費助成事業
 - 。屋内ゲートボール場コート増設事業
- (3) 衛生費
 - 。各種検診の実施
 - 。健康まつりの実施
 - 。ごみ収集箱設置助成事業
- (4) 労働費
 - 。妙法寺駅自転車置場敷地購入
- (5) 農林水産業費
 - 。団体営農道整備事業 小谷線新規
 - 。県営再圃場整備事業 調査費を負担
 - 。県営ため池等整備事業
 - 。水田農業確立後期対策事業
 - 。新農村地域定住促進対策事業
 - 。計画策定と海浜公園用地取得
- (6) 商工費
 - 。商工会助成補助
 - 。わしままつり実施
- (7) 土木費
 - 。第二回全国良寛サミット開催
 - 。道路整備事業 島崎山田線外八路線 山田線は本年度をもって完了。
 - 。県単島崎橋改良事業着工予定
- (8) 教育費
 - 。桐島小学校グラウンド整備事業
 - 。島田小学校トイレ改修事業
 - 。幼稚園・保育所渡り廊下増設事業
 - 。文化財保護事業
 - 。村史編さん事業
 - 。青少年育成村民会議設立十周年事業助成補助
 - 。国宝重要文化財等保存整備事業 八幡林遺跡調査事業
 - 。良寛の里運営事業 今月待望のオープン
- 特別会計事業
 - 。農業集落排水施設整備事業
 - 。両高処理区 処理場建設・来年度供用開始予定
 - 。桐原処理区 管きよ工事
 - 。特環公共下水道事業
 - 。処理場建設・管きよ工事
 - 。住宅用地造成事業
 - 。用地取得・造成工事 ふるさと創生資金を充当

村長所信表明(要旨)

平成三年度の和島村一般会計予算の御審議をお願いするに当り、激動する国際社会のわが国に及ぼす影響、特に政治経済社会の諸情勢をふまえ、全村民総意の結果を基本とした村政に対する私の姿勢を申し上げると共に、予算の編成方針とその大綱についてご説明を申し上げます。

昨年二年の歳末も追った十二月中旬突如として全国に「わしま村」の名が喧伝されるような事態が生じました。

一六号バイパス工事予定地の遺跡発掘調査中の出来事でありましたが、完全な形では日本で始めての郡符、行政文書と推定される沼垂城の木簡が出土したことであり、一二七〇年前の七二〇年奈良朝時代の前期からこの和島村に北へ向けての大道がしかれ、中央政府の最先機関である官衙が八幡林の丘上高く構えられていたという事実であります。

奈良時代の大昔から続いたこの村のこの地に、夢とロマンに満ちたユートピア、平和の郷づくりの拠点として、良寛の里を建設し、文化の香り高い田園都市を構築し

村おこしの拠点としたことは、わしま村民皆様のえい智であり全能であったと思うのであります。さてこのような平和の郷にも激動する国際社会の動静はストレートに伝わりその影響は時々刻々に生じています。

インフレなき景気の持続は国民の均しく望む所であり、安全かつ安定した生活基盤に立って快適な生活を営むことは、人間究極の目標であり、「生まれて育つて働いて後につづく若人に引継いで後、悠々余生を楽しむ」流れの中にゆとりある生涯をすごすことが大切であります。

村づくりの基本はそこから出発いたします。

自らの創意と工夫を生かし地域づくりを進めることよって地方の活性化を図り住む人がこの村に誇りと自信を持つふるさとづくりを推進しなければなりません。

その第一は、心を大切にしていゆとりのある日常生活が行使継続されなければなりません。

白雲たなびく夢とロマンにあふれる田園都市づくりを進めたいと思えます。

三年にわたって進めてまいりました良寛の里はお陰様で無事完成

を迎え、今年陽春四月中旬から一般公開し、鑑賞願うことになりましたが、必ずや文化並びに観光の中心となる重要な施設となると信じております。

第二は、働いて働いてこの村を築いてこられた先輩各位に敬意を表しながら、更に健康で生き甲斐と喜びを分かちあえる長寿福祉社会の構築に向けて対応しなければなりません。

国は昨年から高齢者福祉十カ年戦略を推進しておりますが、村に於いてもこれに呼応して、「高齢者コミュニティセンター」建設を進めたいと考えています。

第三に若者が定着し、いきいきはつらつとした雰囲気があふれる村の基礎固めを図ることが肝要であります。

その為には雇用の場を近くで確保し、若者が住みたくなるような施設を整備し定着を図ってまいります。この施策の一端として前々年に引き続き工場用地を造成してまいります。本年は関係者関係機関と協議しながら、用地確保を行う予定であります。

住宅団地については、交通条件良好、生活環境も快的な用地を確保造り、且つ低れんな価格で提供できるよう計画を進めております。

若者を始め村民皆さんが楽しく利用できる海浜公園も本年から用地取得を始め来年度以降の新定住

促進事業採択に備えたいと考えています。

第四番目としては、きびしい農業情勢に対応した施策が必要であります。

水田農業確立後期対策は農家各位のご理解とご協力を頂いて配分面積を達成してまいりましたが、県が進める「攻」の農政に呼応して、再圃場整備を進めることに農家各位のご理解を得たいと改めてお願いする次第であります。

米の生産価格の低減と受委託し易い条件整備の第一は再圃場整備の他ありません。国県の農政を進める姿勢と過疎地域指定に伴う補助率アップ更にまた、公共河川による用地提供についての共同減歩等好条件は今を以てないと考えています。

第五番目の取り組み事項としては、生活環境整備の重点項目である特定環境特別地域における下水道と、農業集落排水事業下水道はそれぞれ特別会計を以て所要財源を繰り出しこれを推進することにしておりますが、両高地区に於いては本年度を以て事業が完了し明四年には供用開始が予定されております。

最後に教育施設の充実であります。

昨年度の島小グラウンドの改良整備につづいて本年度は桐小のグラウンド整備を実施いたします。島小

の新校舎におけるトイレはこれを全面改良し、快適な使用が出来るよう計画いたしております。

子供達に広い視野から世界を視るいわゆる国際化時代に対応する機会も前年に引き続き持ちたいと考えております。

さて、以上申し述べました主要項目を中心に据えて行財政の節度ある運用を計ってこれが計画実現に取り組み所存であります。

夢とロマンに満ち文化の香り高い田園都市づくりには、歴史を受けつぎこころを大切にすることが大切であります。このたび完成した良寛の里と八幡林遺跡の有機結合に払う努力がそれを実現してくれると信じます。

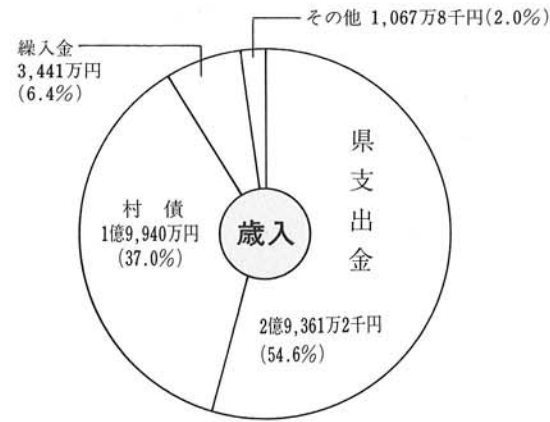
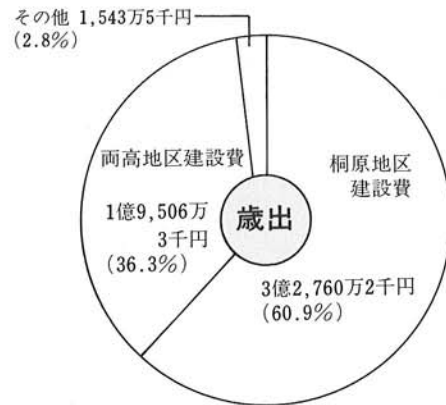
この村を、この里をたずねて下さる多くの人々に対して村民それぞれ温くお迎えすることが尚一層の村おこしとなり視野の広いいきいきとした豊かな村が出現すると信じます。

私は初心を忘れず真し誠実に村づくりの基本に則り進めてまいります。

どうぞ議会並びに村民皆様の格別のご理解とご協力をお願いする次第であります。

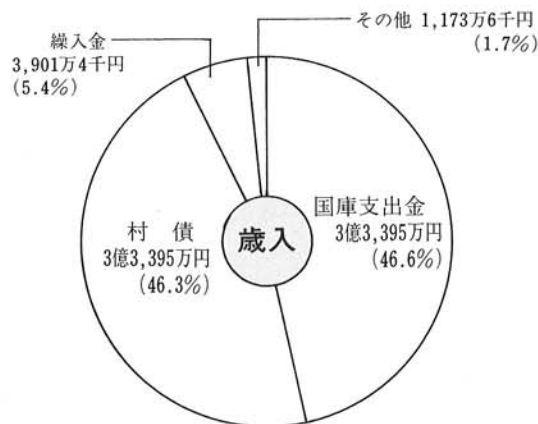
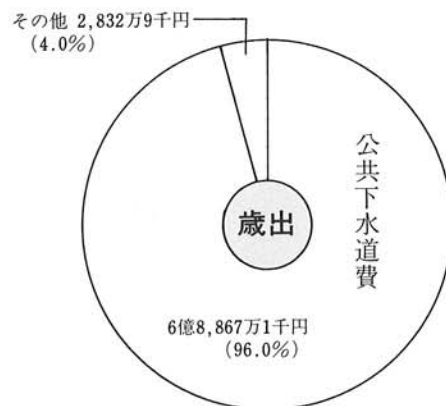
農業集落排水事業特別会計

歳入歳出予算総額 5億8,310万円



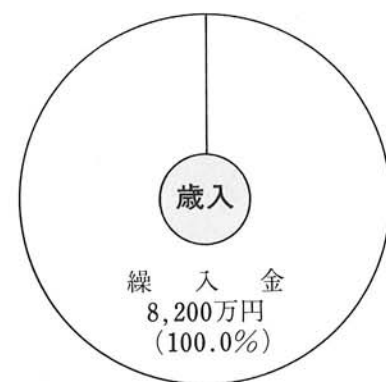
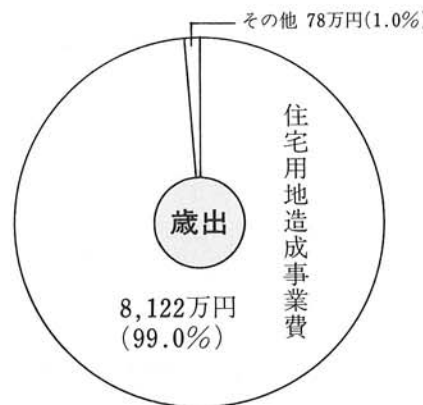
公共下水道工事特別会計

歳入歳出予算総額 7億1,700万円



住宅用地造成工事特別会計

歳入歳出予算総額 8,200万円



平成3年度老人保健特別会計

予算総額 329,357千円

歳入

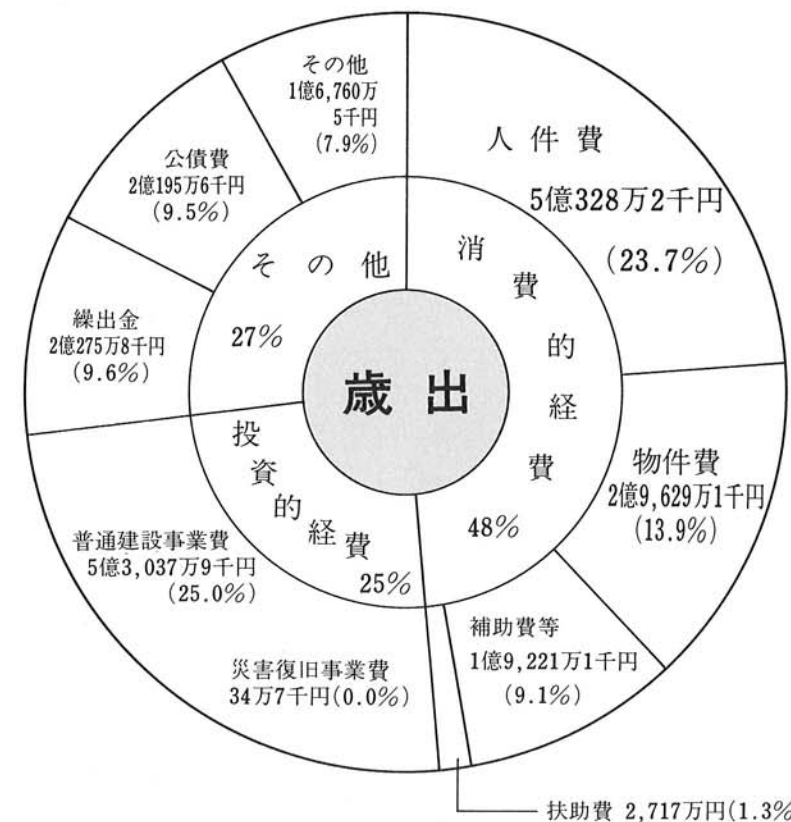
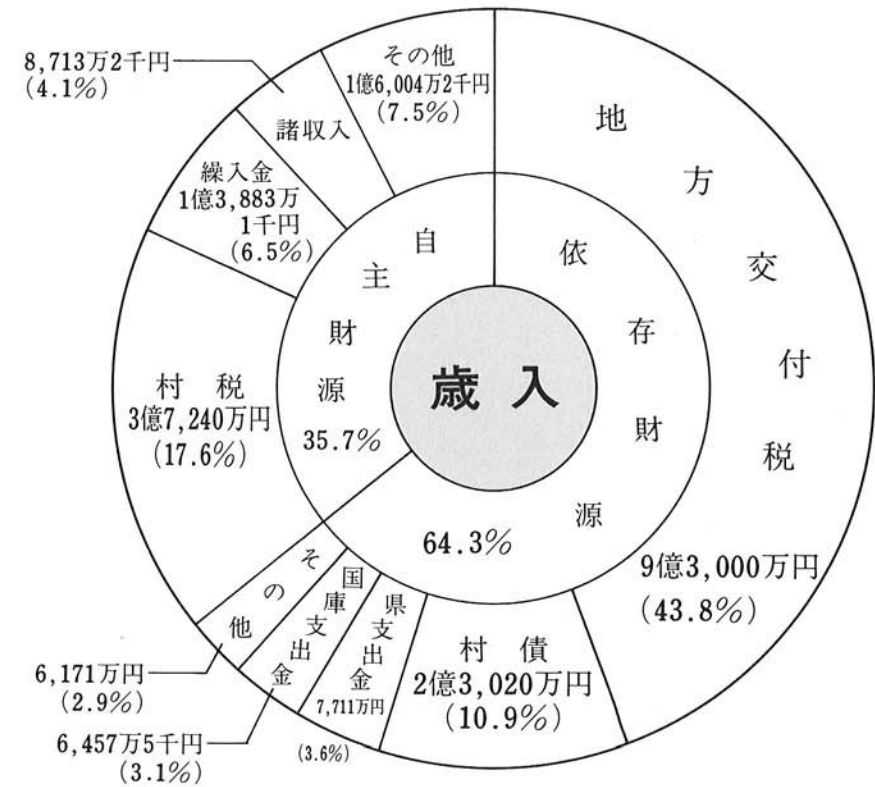
保険者が出すお金(国保や健康保険が出すお金)	230,449千円	70%
国が出すお金	65,586千円	20%
県が出すお金		
村が出すお金		

歳出

保険給付費(お医者さんに支払うお金)	328,699千円	99.8%
事務費・その他	658千円	0.2%

一般会計

歳入歳出総額 21億2,200万円



交通事故などにあつたら 必ず届出を

交通事故のように第3者の行為によってけがをした場合、原則として医療費は加害者が負担すべきものです。国保をつかって治療を受けたときは、国保が一時立替えあとで加害者から返してもらうということです。ただ加害者から治療費を受け取ってしまっていると国保が使えなくなりますので、国保へは必ず届出で必要な手続きをしてください。



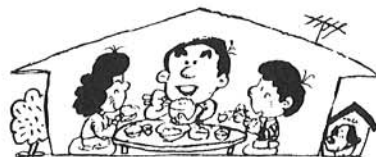
家庭医をもとう

本当によい医療を受けるには、遠くの大病院や大学病院へ行くより近くの開業医の中から、家族ぐるみで診てもらえる家庭医(ホームドクター)を持つことが大切です。

(家庭医の選び方・つきあい方)		
<p>近いことが望ましい。たとえば成人病など慢性病の大半は一生医師の管理を受ける必要があり、近いほど便利。</p>	<p>家庭医はふつう内科か小児科が適任。しかし、何よりも信頼できる家庭医をもつことが大切。</p>	<p>お互い人間同士。家族全員の健康をみてもらうので、やはり相性のいい(ウマの合う)医師を選ぶのが理想。</p>
<p>家庭医を一度決めたら全幅の信頼を寄せること。それによって生じる相互信頼が病気を治す力を生み出す。</p>	<p>健康診断の結果なども報告しておく、日ごろ健康管理や、必要に応じた生活指導の参考になる。</p>	<p>家庭医から紹介という専門医や大病院でも好感をもって迎えてくれる。家庭医への結果報告も忘れずに。</p>

食卓を家族の健康状態 チェックの場に

生活時間のずれから家族そろって食事することがむずかしくなっています。せめて朝食だけはお互いが時間を工夫し合って家族みんなで食卓を囲むようにしたいものです。その時、家族どうしがお互いの健康状態をチェックしあい、1日のスタートにしましょう。



退職者医療制度

長い間、会社や役所などに勤めていて退職し、現在、国保に加入して厚生年金などをもらっている人、及びその被扶養者は、退職被保険者本人が老人保健に移るまで退職者医療制度で医療を受けられます。

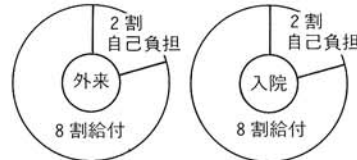
○対象となる人

1. 国保に加入している
2. 老人保健法の適用を受けていない
3. 厚生年金や各種共済組合などの老齢年金や退職年金などの受給者で、その被保険者期間が20年以上あるか、又は40歳以降10年以上ある

○お医者さんにかかる時

病院・医院の窓口で国民健康保険退職被保険者証を提出して診療を受けますが、給付は次のとおりです。

①退職被保険者(本人)



②被扶養者(家族)



○退職被保険者となる日

退職者医療の被保険者となるのは、年金受給権発生の日からです。

年金受給権発生にともない該当者には「年金証書」が送付されますので、世帯主は年金証書到着から14日以内に届け出をしてください。

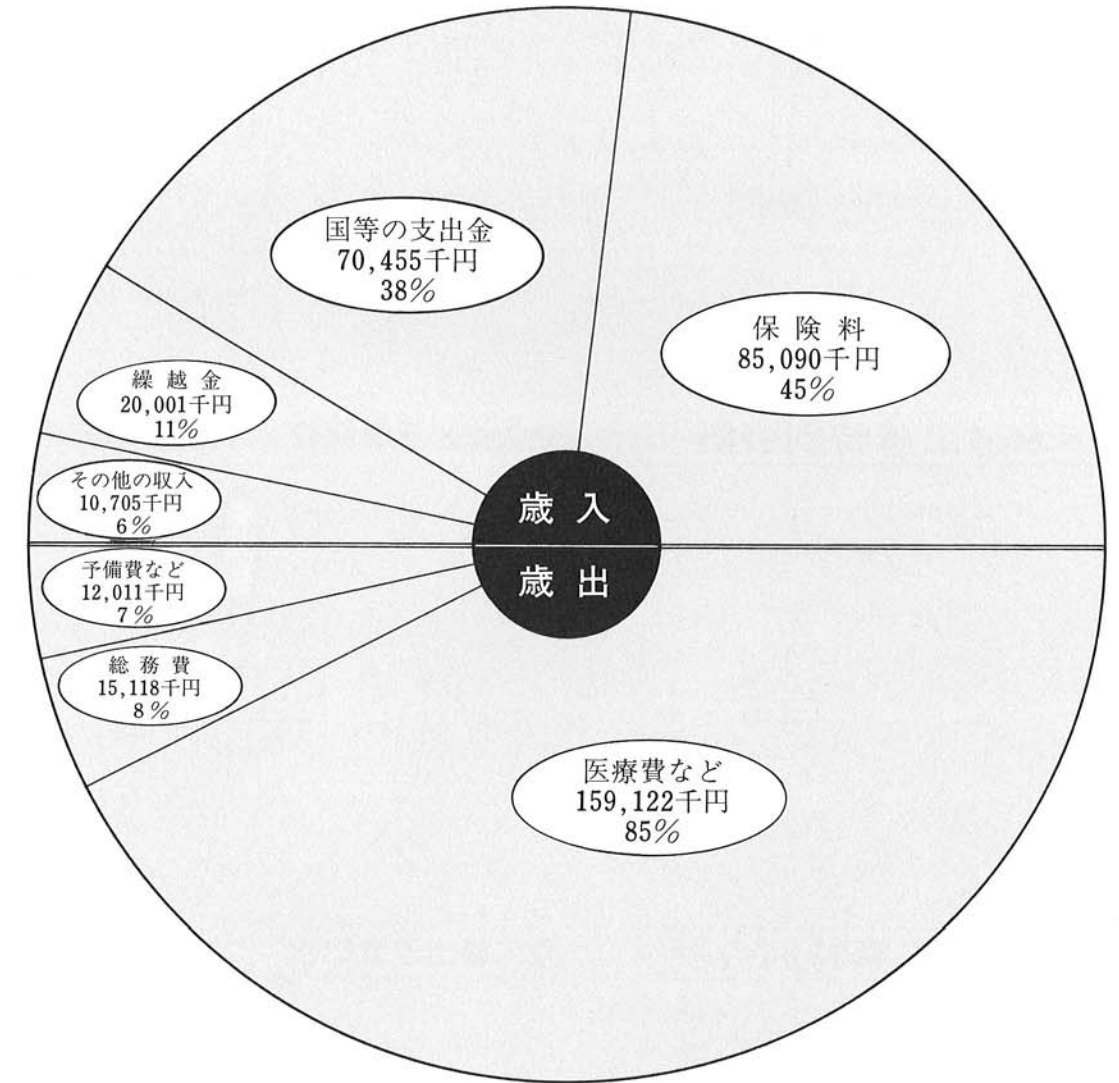


人間ドック日時の案内

国民健康保険では加入者の成人病予防の一環として、1日人間ドック検診をおこなっています。69歳までの方を対象として実施します。人数に制限がありますので希望される方は早めに申込みください。「自分の健康は自分で守る」というセルフ・ケアのスタートライン。受けるのがこわい、忙しいからなど逃げないで積極的に受けるようにしましょう。

月日	人数	場所
5月20日	23名	中央総合病院
24日	23名	〃
27日	23名	〃
12月2日	26名	〃
4日	25名	〃
○料金	32,960円 (国保の補助 20,000円)	
	1,133円 (乳がん検診希望者)	

〔平成3年度〕〔国民健康保険特別会計予算〕



(1人当り額)

◎保険料	
一般	約 66,650円
老人	約 78,990円
退職	約 78,990円
◎医療費など	
一般	約 110,260円
退職	約 262,315円
老人	約 119,064円
◎国等の支出金	
一般	約 41,251円
退職	約 170,793円
老人	約 43,981円
◎繰越金	
一般	約 17,272円
老人	約 17,272円

平成3年度の予算は上の図のように策定しました。

国民健康保険特別会計とは、お医者さんへ支払う医療費見込額など予測される歳出総額から、国の補助金、繰越金などの収入見込額を差し引いて不足する額が国民健康保険料です。

保険料は医療費と大きく関わっています。前3年間に医療費がどれだけ使われたかによってその年の医療費を予測します。こうして計算された医療費から、みんなが公平に負担するように保険料が決められます。

保険料の額は医療費によって決まってくるわけで、医療費がふえると保険料も高くなっていきます。日頃から健康づくりを心がけたり、人間ドック、村の各種検診などを利用して健康な毎日をすごしましょう。

保険料を納めるのは、被保険者となった月からで、国保に加入の届け出をしたときからではありません。ですから、職場の健康保険をぬけたり、転入などをしても届け出が遅れた場合は、被保険者になった時点までさかのぼって納めなければなりません。

また、世帯主本人が国保加入者であるなしにかかわらず、保険料の納付義務は世帯主にあります。

保険料は、必ず期限内に納めましょう。

3年間のた〜くさんの思い出

3月15日、北辰中学校で卒業式が行われました。男子32名、女子46名、あわせて78名の生徒に校長先生より卒業証書が渡されました。

式が終わったあと、卒業生は先生や後輩に見送られ、3年間過ごした校舎をあとにしました。

卒業生のみなさんにとって、この校舎での3年間、沢山の思い出ができたことでしょう。4月からはそれぞれの道を歩いていきますが、ふとこの中学生生活をなつかしく思うことがあるでしょう。



おらがあらの出来事

『爺ちゃん、いい男になったね〜!』 在宅介護者のつどい

広報1月号で紹介した在宅介護者のつどいの第2回が2月28日開催されました。

今回のメインは、寝たきり老人の“洗髪”と“散髪”の仕方。

参加者がモデルになって、洗髪、散髪のしやすい寝せ方を実習し又、マネキン人形を使って実際に髪を洗ったりカットしたりと、参加者の手つきもかなりのもの!

洗髪の仕方は教材ビデオや保健婦の指導があるが、散髪については特になく、ここはやはり介護者の経験がものを言います。

日頃家でやっている時のようにマネキンを爺ちゃんのみたてて話しかける、その言い方がまた楽しい!

本当に笑いの絶えたい実習でした。

なお、第1回で実習したオムツの仕方が、その後の介護に非常に役に立ったとの喜びの声があり、高齢化の進む中で、長年奥さんを介護されている旦那さんも加わって、楽しいひと時を過ごされ、主催者、参加者としても大変嬉しく思います。

参加者の要望により、次回開催は田植え上がりの頃と約束して一日を終えました。



去る三月三日(日)ひな祭りにちなんで、「和島村婦人協議会」の総会が、和島村総合福祉センターで開催されました。

当日は好天に恵まれ、多数の会員の方々が参集されました。

また、予算・決算の審議の後、中越教育事務所社会教育課副参事の遠藤元男先生を講師にお迎えし、「女の時代」どう生きるか「フレキシブルに女と男のあたりまえ」と題して講演をしていただきました。

ユーモアある軽妙な話術に参加者は一様に魅了され、時の過ぎるのを忘れてさうです。

和島村婦人協議会総会、講演会開催



ウ〜ンとってもオイチイヨ〜

今日はママがワタチが元気で丈夫に育つようにと忙しいお仕事休んで勉強に来てくれたんだ。

もうそろそろオツパイだけじゃなくて皆がおいしそうに食べている食物も少しずつ食べさせてくれるんだって! 楽しみだなあ。

でもすぐには固いもの食べれないからドロドロにしてお腹の調子くずさないように栄養士さんからおしえてもらうんだって。愛情たっぷりの離乳食たべてワタチも大きくよい子になるからね。みててくださいママ。 —3月12日離乳食指導会にて—

このたび痴呆老人上手なお世話講座をうけ本当に良かったと思いましたが、自分が高齢なのでためらいましたが、自分がほけない様、なった場合にやっかいに気をつける事を教えていただこうと思つて進んで出かけた。私より若い方達の仲間入りしてお話を聞きました。

家庭で介護していらつしやる方のお話を聞き想像以上の大変さを感じました。三島病院長先生のお話で治るほけと治らないほけがあることを聞きました。また仲間といろんな話したり、日光浴、軽い運動する事がほけの予防に良いとお聞きしこれなら私にも出来ると思いました。

保健婦さんのお話で、村の状態をグラフと統計で説明いただきました。私には難しかったが頭の勉強と思つてがんばりました。

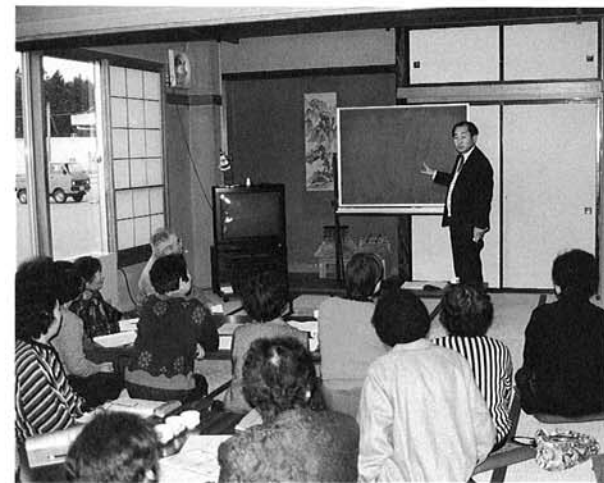
「痴呆老人お世話講座」を終了
保健婦

昨日年に引きつづき痴呆老人のお世話のし方を勉強してもらうため講座を実施しました。

痴呆は重くなつてはじめて大きな問題となり長期化する傾向があります。そこで痴呆老人をかかえる家族、関心のある方を対象に二月〜三月にかけて四日間終了しました。

受講者の声

痴呆老人お世話講座を受講して
早川フミ



みしま園の実習に行き、おひな祭の催しがありました。飲み物、ひなあられが一人一人に配られ入園している人に私達も加わつて人間のひな段がかざられました。コーラス隊も頭に花かざり長いスカートで先生方の御努力が大変と思われました。最後に皆でひな祭りの歌を合唱しました。心がつまり涙が出て困りました。

老後の幸福をお手伝いする社会福祉のお話を聞き私達老人は合せだと感謝して居ります。有りがとうございませう。

彼女は言った。歩行者思いの あなたがステキ。

良寛歌集 花シリーズ ⑫

この里の 桃の盛りりに
来てみれば
流れに映る
桃のくれなる

桃は、中国原産とされ、その果実は初め薬用でした。同種のを英語圏ではピーチ(Peach)というのはご存知ですね？しかし「ペルシアのリンゴ」というのが語源のようです。
ところで「桃」という字体と発音からあなたは、何を連想しますか？果実にも花にもまた樹木そのものにも思われます。良寛さまは花を思い浮かべていられるようですね。



村長室の黒板から

和島村長 浅井賢計

二月十九日 遺跡発掘用務の為 成検査 島小六年生に卒業講話
県庁並に長岡国道工事事務所へ 二十七日 県町村会 国保県連
二十日 柏崎市長さんに面会し 総会 郡議長会町村会懇談会
真心遺墨の借用を願い快諾される 二十八日 介護者の集い出席
午後清掃センター議会 三島北部ブロック林業協議会
二十一日 防災会議 村建築士 三月一日 管内交通指導員会議
会出席 二日 与板地区交通安協議会
二十二日 水道企業団議会 四日 農地事務所へ
二十三日 夜阿弥陀瀬一日役場 五日 議会招集
二十五日 郡町村会で越路町へ 六日 議会本会議
二十六日 物産館ゾーン建物完 七日 食生活改善推進協議会

八日 新潟江川蒼竹先生に良寛の里建碑の揮毫依頼
九日 良寛の里PRの為上京の各組の状況報告と協議打合せ
十日 消防団幹部会議
十一日 再團場整備協議会
十二日 午前総務委員会 午後産業土木委員会出席
十三日 午前文教厚生委員会出席 午後中越緑化推進協議会
十四日 県秘書課へ良寛の里竣工式案内の為
十五日 中学卒業式

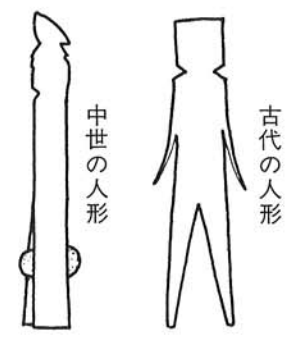
発掘調査 ⑨

人形の世界

平成二年度の発掘調査では、山田郷内・八幡林の両遺跡から多量の呪術・祭祀に関わる遺物が出土しました。これらは当時の人々の精神面を伝える貴重な資料と言えます。今回は、出土した多様な呪具のうち「人形」にスポットをあててみたいと思います。

現在の私達は、人形と言えば「にんぎょう」と読み、文楽人形や博多人形など、芸能に使用される物や玩具を思い浮かべます。しかし、今回取り上げる内容は、「ひとがた」と訓読みする、人形の持つもう一つの側面についてお話しします。

人形は人形代、すなわち「ひとかたしろ」であり、木や鉄・クラ・紙など、いろいろな素材で人を形どり、人間の身代わりとしてさまざまな呪術に使用されました。人形を用いた呪術・祭祀は、奈良時代頃に、中国の「道教」という思想の影響を受け成立しました。これは、重要な国の儀式として時の政府に取り入れられ、地方支配の拡大と共に各地へと伝播していったようです。その代表が6月・12月の晦日に行なわれた「大祓」の行事で、人形はその中で中心的役割を担っていました。具体的な使用法は、それを撫で、くちづけすることによって、願者に蓄積され



た日常の罪やけがれを乗り移らせ、川などの水道(みずみち)に流したものと考えられており、現代も続く流し雛の原形と考えられます。八幡林遺跡から出土した人形は、木の薄板をくりぬき、人を正面から見た姿を表現しており、そのシンプルな形状は、奈良時代前半の人形の特徴を良く示しております。この資料は、「高志君大虫」に出された郡符木簡と共に、当時の水路の中で発見されました。両者が結びつくとするならば、国府帰りの大虫が、出張先で得た「けがれ」を人形に込め不用となった木簡と共に水に流した可能性も考えられます。次に山田郷内遺跡から出土した鎌倉時代の人形についてお話しします。二点出土しており、いずれも鳥帽子をかぶった人の横顔を表現しています。これは八幡林遺跡のそれが正面観であったのと同様の、また足の間に石を挟んだ草戸千軒例が如実に物語るように、水に流すのではなく、水に沈め二度と浮上させないという意識の変化が伺えます。

危険です！ 無灯火 ベルなし 飛ばし過ぎ

人事異動 (役場職員)

総務課係長 藤井賢計 (住民課係長)
住民課係長 早川忠男 (税務課係長)
教育委員会良寛の里係長 早川貢
住民課 大矢勝則 (建設課)
産業振興課 池田哉 (新採用)
総務課 早川亜由美 (新採用)

平成2年度末平成3年度初教職員異動名簿

学校名	出 者				入 者		
	職名	氏 名	勤務年数	転 出 先	職名	氏 名	旧 任 地
桐島小	校長	小林 実	1	上越教育事務所	校長	藤田 剛	新井市立 猿橋小学校
	教諭	平沢平四郎	3	白根市立 戸石小学校	教諭	太田 伸浩	県立柏崎養護学校
	〃	小林健太郎	3	真野町立 西三川小学校	〃	六川 理恵	新潟市立 浜浦小学校
	養教	仲野 弥生	1	県立 柏崎高等学校	養教	小方美智子	豊栄市立 横井小学校
島田小	校長	猪俣 直武	3	柏崎市立 南鯖石小学校	校長	小野 正敏	柏崎市教育委員会
	教諭	島宗 仁	3	長岡市立 浦瀬小学校	教諭	荒木 保次	長岡市立 桂小学校
	〃	〃	〃	〃	〃	長谷川理恵	妙高村立 関山小学校
北辰中	教頭	高橋 健男	1	長岡市教育委員会	教頭	木村 敬	小国町立 小国中学校
	教諭	山田せい子	3	豊栄市立 木崎中学校	〃	吉村 礼子	新採用

村史の窓 (第二十五号)

高森村に武士高森氏が住む
中世史研究の木村康裕先生(与板高校教諭)より、米沢市立図書館所蔵の「先祖由緒書帳与板組」延宝五(一六七七)年(抜粋)をいただきました。その中に「高森縫殿之助由緒」

一、先祖、越後三東郡之内高森ニ居館御座候ニ罷在、則在名ニ御座候、
一、祖父高森中務、於与板直江一家之侍ニ而昼夜之働申ニ付而、従景勝様代々武辺之者共被御感、御書被下置候、干今高梨源五郎所ニ御座候、(後略)

高森縫殿之助の先祖は高森村に居館があり、村名を取り「高森」姓を名乗ったとがわかります。祖父高森中務が高森に居住していたのかもしれませんが、現在、両高集落に「高森」と名乗る武士が住んでいたという記録や伝承はありませんが、高森城と呼ばれる山城跡があります。

山城研究家の鳴海忠夫氏は「岩は標高一〇一米高森山の山頂に立地し、郭、土塁、空堀がある。南麓には大栄寺、更に村岡城がある。展望は極めて優れ、四方に島崎城、日本海、小木之城を望み東方眼下に沖積平野を治めることのできる絶好の地でもある。更に『温古の葉』には新田氏一族、



風間信濃守が初め高森山に住し、建武年間中頸城郡安塚山に移ると伝えている。(抄)

従って、高森城は南北朝時代の築城であったかもしれせん。戦国時代に高森氏の居城であったかどうかはわかりません。

一方、慶長三(一五九八)年の「越後国山形郡村田郷御検地帳」(長岡市山崎久雄氏蔵)の中に「高森村」
中田三反小廿歩 四石四斗五合 高森
「当荒わった 会津へ参給人
当めくば 高森村
下田半廿歩 六斗六升七合 会津へ参給人」

とあり、給人は「戦国時代、大名から恩給を与えられ、家臣化した在地武士」(広辞苑)としていますから、慶長二(一五九七)年に会津へ移封になった上杉景勝の家臣として随行したことが推定されます。

この検地帳の記載は米沢図書館所蔵の「高森縫殿之助由緒」を裏付けるものであり、あわせて和島村史の中で貴重な中世資料といえます。

飛び出しを しないさせない 家庭から

4月21日の村長選挙は 記号式です

任期満了による和島村長選挙が4月21日に行われます。これから4年間の村政を託すことになりますので、自分の判断で正しい1票を、棄権せずに投票しましょう。

村長選挙の投票は、他の選挙と投票の方法が異なり、記号式投票の制度を採用していますので、御注意下さい。この記号式投票を採用した目的は、投票が簡単であり、無効投票が少ない等の利点があるからです。

◎記号式投票の方法は

- 投票用紙にあらかじめ、各候補者の氏名が印刷されています。
- 投票所には、○の記号をあらわすゴム印と、このゴム印にインキをつけるスタンプ台が用意してあります。
- 投票しようとする候補者の氏名の上に「○をつける欄」にゴム印で○のしるしをつけます。
- 「○をつける欄」以外に、○をつけたりすると、無効票になることがありますので注意して下さい。
- 用意してあるゴム印以外のものでも○をつけたりすると、無効票となります。
- 誤って他のところに○をつけた時は、係員に申し出て、投票用紙を取り替えて下さい。

記号式投票用紙の様式（下記の3人の候補者名は例として記入したもの）

平成三年四月二十一日執行 和島村長選挙投票		
丙 <small>ひひ</small>	乙 <small>おつ</small>	甲 <small>こう</small>
野 <small>の</small>	野 <small>の</small>	野 <small>の</small>
三 <small>さぶ</small>	二 <small>に</small>	太 <small>た</small>
郎 <small>ろう</small>	郎 <small>ろう</small>	郎 <small>ろう</small>
○をつける欄 候補者氏名		
注意 一、投票しようとする候補者一人についてその氏名の上の○をつける欄に○をつけること。 二、○のほか何も書かないこと。 三、用意した器具を使用すること。		
和島村 選挙管理 委員会印		



◎記号式投票を採用した場合の不在者投票は

不在者投票（詳しくは、右頁の欄をお読み下さい。）をするときは、記号式でなく、他の選挙の投票と同様に、投票用紙に、投票しようとする候補者の氏名を書いて行きます。（常に係員がついて説明しますので、間違うことはありません。）

◎不在者投票のできる日は

村長選挙で不在者投票のできる日は、4月16日～4月20日までです。

◎転出した人は投票できません

投票日以前に和島村より転出した人は、投票できません。

4月7日投票日

県議会議員選挙

◎開票

開票は、4月7日午後7時より和島村総合福祉センター（遊戯室）にて行う予定です。

◎不在者投票の手続きは早めに

投票日当日、所用で投票所に行けない人は、前もって投票できる不在者投票の方法がありますので、この制度を利用して棄権しないようにしましょう。

◆手続き

印鑑と入場券（届いていないときは不用）をお持ちの上、役場までおいで下さい。その場ですぐ投票できます。（但し住所を移した人は、証明書が必要となる場合がありますので「県内で住所を移した人は」の欄を参照下さい。）

◆できる人

- 村外や投票区外において職務に従事中的人
- やむを得ない用務または事故のため、村外に旅行中または滞在中の人
- 病気やお産などで、選挙当日の歩行が著しく困難の人
- 選管の指定されている病院や老人ホームなどに入っている人

◆できる日時

告示日の3月29日から投票日の前日4月6日までで、土曜日や日曜日も行っています。
時間は、午前8時30分から午後5時までです。

◎郵便による不在者投票

身体障害者手帳や戦傷病者手帳の交付を受けている方で、一定の障害の場合、その住んでいる場所で郵便で投票することができる制度です。他に選挙管理委員会が発行する「郵便投票証明書」の交付が必要等、まだいろいろの手続きがあり、日数もかかりますので早めに相談下さい。

任期満了による新潟県議会議員選挙は、3月29日に告示され、4月7日が投票日です。これからの4年間の県政を担当しますので、ふさわしい人をよく見よく聞きよく考えて自分で判断して、みんなで投票しましょう。

◎投票できる人は

昭和46年4月8日以前に生まれ、平成2年12月28日以前から引続き3ヵ月以上和島村の住民基本台帳に記録されている人。

◎県内で住所を移した人は

- 平成2年12月29日以降に県内から和島村に転入届を行った人は、前住所の市町村で投票することになります。（この場合和島村長の発行する「引続いて県内に住んでいる旨の証明書」が必要です。）
- 同様に平成2年12月29日以降に和島村から県内の他の市町村へ転出した人は、和島村で投票することになります。（この場合も、転出先の市町村長の発行する「引続いて県内に住んでいる旨の証明書」が必要です。）

◎県外へ転出した人は投票できません

◎投票時間

投票できる時間は、午前7時から午後6時までです。
朝食をすませたら、まず投票所へ行きましょう。

◎入場券を忘れずに

投票所にお出かけのときは、入場券をお持ち下さい。
入場券が届かない時や、なくした方は投票所で申し出て下さい。

◎字が書けないとき

体の故障や文盲のため字を書くことができない人は、投票所で申し出ますと、係員が代わって書いてくれます。（投票の秘密は必ず守られます。）

◎字はハッキリと

候補者の名前はハッキリと書きましょう。
せっかく投票しても字が読みにくいと無効となることがあります。

四月中の国民年金

◎60歳になる人
昭和六年四月二日から昭和六年五月一日生まれの人は、掛け金を掛け終りました。
老齢基礎年金の繰り上げ請求を希望する人は、請求できません。
◎60歳以上65歳未満の人
受給資格期間を満たすことができない人、または過去に保険料の未納や免除があるため、掛け金をして年金額を増やしたい人は、任

犬・猫飼育の皆さんへ

一、畜犬登録及び狂犬病予防注射の実施について
平成三年度の畜犬登録と狂犬病予防注射を次のとおり実施いたしますので、犬の飼育者は必ずお出かけ下さい。
尚、通知（ハガキ）の届かない飼育者は、印鑑を必ず持参下さい。
(一)、日時・場所
○四月五日
午前十時～十一時まで
役場前
午前十一時二十分～十一時四十分まで
島田地区農協妙法寺支所裏
(二)、持参するもの
通知書（ハガキ）、愛犬手帳（お持ちの方）
料金一頭につき四、九五〇円
(登録料二、一〇〇円、注射料二、三七〇円注射済票代四八〇円)
※但し、未実施者は個別注射となり料金が高くなります。
二、不要犬・猫の引取りについて
飼育犬・猫をやむを得ぬ事情により飼育できなくなった場合は、不要犬・猫として引取ります。引取り日（毎週火曜日）の前日午前中までに左記に連絡して下さい。伯し一頭（匹）につき一、二〇〇円の引取り料金が必要です。
尚、四月中並びに五月六日までの引取りについてはできません。
※連絡先
役場住民課
TEL 七四一三一

意加入することができます。
任意加入を希望する人は、必ず役場の窓口へ届け出て下さい。
◎現況届を出す人
今月生まれの受給者は、現況届のハガキが郵送されてきたら、忘れずに早めに証明を受け、切手をはって自分で出しましょう。
期限まで提出しない場合は、年金が一時差し止めとなります。
ハガキを紛失した時は、国民年金係に申し出てください。

長岡檢察審査会からの

お知らせ

皆さん、あなたやご家族の方で交通事故にあわれたり詐欺やおどしなどの犯罪の被害をうけて警察に訴えたが、検察官がその事件を裁判にかけられなかった、どうも納得できないという不満をお持ちの方はいませんか？
そういう方は、檢察審査会にご相談ください。
檢察審査会は、選挙権のある皆さんの中からくじで選ばれた11人の檢察審査員が、検察官が犯人を裁判にかけなかったことが正しいかどうかを審査するところです。
相談や審査申立の費用は一切ありません。
長岡檢察審査会事務局
長岡市三和三丁目九番地二十八
（新潟地方裁判所長岡支部内）
電話 三五二二四一

吉田町シンポジウム

「骨髄バンク」や「骨髄移植」についての講演を開催いたします。大学や病院の先生方の講演をはじめ、骨髄提供者の体験談なども予定しております。入場は無料です。興味のある方、いかがですか？
時期…4月21日(日)
時間…1時30分～4時
場所…吉田町保健センター（予定）
新潟骨髄バンク推進連絡会議
☎(0258) 92-5660

〓今月の納税〓

- ※ 国民健康保険料……………4月分
※ 国民年金保険料……………4月分
※ 幼稚園保育料……………4月分
※ 保育所保育料……………4月分
※ 水道使用料……………4月分

4月の保健衛生行事

Table with 5 columns: 月, 日, 曜, 内 容, 対 象, 時 間, 場 所. Rows include 4/1 月リハビリ, 4/9 火ポリオ予防接種, 4/10 水乳児検診, 4/19 金リハビリ.

スパイクタイヤの使用規制について

●スパイクタイヤの使用を規制する法律ができました。
スパイクタイヤによって発生する粉じんから、住民の健康と生活環境を守るため、「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」が平成2年6月に制律の主な内容は次のとおりです。
(法律の概要)

- *すべての国民は、スパイクタイヤ粉じんを発生させないように努めなければなりません。
*指定地域内では、積雪又は凍結状態にない舗装路面でのスパイクタイヤの使用は禁止されます。ただし、次に示す政令で定める自動車等は除外されます。
・救急用自動車、消防用自動車などの緊急自動車
・災害時の緊急輸送車両
・除雪車
・一定の身体障害者又は戦傷病者が運転している自動車
(身体障害者手帳を携帯する肢体不自由、内部障害者、又は、戦傷病者特別援護法に規定する肢体不自由又は心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸若しくは小腸の程度が特別項症から第6項症まで又は第1款症から第3款症までである者が運転している自動車)
*積雪又は凍結状態にない舗装路面をスパイクタイヤで走行すると、10万円の罰金が科せられることになります。
*スパイクタイヤの使用禁止は平成3年4月1日から、罰金は平成4年4月1日から適用されます。
*大型自動車については、当面、法律の公布から3年を超えない範囲でスパイクタイヤの使用禁止、罰則の適用は猶予されます。

●スパイクタイヤの使用が規制される地域（指定地域）として、和島村も指定されました。
法律では、「環境庁長官は、スパイクタイヤ粉じんの発生を防止することにより住民の健康を保護するとともに生活環境を保全することが特に必要な地域を指定地域として指定しなければならない」と規定されています。
新潟県の場合、平成3年2月25日付けで、90市町村が指定地域として指定されました。
●スパイクタイヤは、平成3年4月1日から購入できなくなりました。
国内主要タイヤメーカーでは、平成2年12月末日限りでスパイクタイヤの製造を中止し、平成3年3月末日限りで販売も中止しました。

国民年金保険料の納め忘れはありませんか

国民年金に加入しているみなさん、保険料は毎月忘れずに納めていますか。
保険料を納めていないと、万一のときの障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなるだけでなく、未納期間が長くなりますと、老後生活の大きな支えとなる老齢基礎年金までもが受けられなくなってしまうのです。
未納のまま年を重ね、年金を頼りに生活するときになって「あのときちゃんと納めていれば…」と後悔しても手遅れです。
国民年金保険料の納入はだれもが迎える老後生活を豊かなものにするための第一歩なのです。国民年金保険料は忘れずに必ず納めましょう。

労働保険の申告納付はお早目めに!

平成3年度の労働保険料の申告と納付の受付が4月1日から5月15日まで行われています。
まだ手続きが終わっていない事業主の方はお早めに、保険料申告書に保険料を添えて、最寄りの銀行・郵便局・長岡労働基準監督署・新潟労働基準局に提出しましょう。
なお、各労働基準監督署では、4月及び5月中に管内各地で説明会、または、記入指導会・集合受付を行っていますのでご利用下さい。
長岡労働基準監督署

確定申告が間違っていたとき

確定申告をした後で、計算違いなど申告内容に間違いがあることに気付いたり、あるいはうっかりして確定申告することを忘れていた方はいませんか。

税額を多く申告していたとき

確定申告書を提出した後で、税額を多く申告していたことに気付いたときは、「更正の請求」をして正しい税額に訂正することができます。

この「更正の請求」をするための用紙は税務署にあります。

更正の請求ができる期間は、申告期限から一年以内です。平成二年分の申告所得税は平成四年三月十六日（三月十五日が日曜日のため）まで、平成二年分の消費税の申告については、平成四年四月一日までとなります。

税額を少なく申告していたとき

確定申告書を提出した後で、税額を少なく申告していたことに気

付いたときは、「修正申告」をして正しい税額に修正してください。この「修正申告」をするための用紙は税務署にあります。

修正申告は、税務署から更正を受けるまでいつでもできますが、税務署の調査を受けた後で修正申告したり、更正を受けたりすると加算税がかかりますので、気付いたときはなるべく早く申告されるようお勧めします。

なお、調査を受ける前に自主的に修正申告をしたときには、加算税はかかりません。

また、修正申告によって新たに納めることとなった税額は、修正申告書を提出する日に納めてください。この納める税額には、本来の納期限の翌日（たとえば所得税ですと三月十六日）から納付する日までの期間について延滞税がかかる場合がありますので、本税と併せて納めてください。

確定申告を忘れていたとき

確定申告をしなければならぬのに、申告書の提出を忘れていたときには、ただちに申告してください。

用紙は税務署にあります。申告期限を過ぎてからの申告を「期限後申告」といって、税務署から決定を受けるまではいつでもできますが、税務調査を受けた後で期限後申告をしたり、決定を受

けたりすると、本来の税額のほかに納付すべき税額の十五％の無申告加算税がかかりますので、なるべく早く申告をされるようお勧めします。

なお、調査を受ける前に自主的に期限後申告をしたときは加算税は五％に軽減されます。また、この場合の税額は、申告書を提出する日に納めてください。

また、修正申告の場合と同様延滞税がかかる場合がありますが、本税と併せて納めていただくこととなります。

手続き等についてご不明の点がありましたら、最寄りの税務相談室又は税務署にご相談ください。TEL三五二〇七〇

作業停電

4月5日(金) (9時30分～11時) 川端、新田、道城下の一部



国民年金保険料は九、〇〇〇円に改定されました

国民年金の保険料は、四月から一ヶ月九、〇〇〇円に改定されました。

国民年金は、加入者の方が老齢となったときや、万一の事故や病気で障害者や母子世帯となったときに、生活の支えとして支給される大切なものです。ですから、年金額とその財源となる保険料とのバランスは、そのときの社会情勢に応じた額に保つていかなければなりません。そのため、保険料は段階的な引き上げが必要となります。

国民年金制度を健全に運営していくための保険料の改定でありますので、国民年金加入者のみなさんのご理解とご協力をお願いします。

学生のみなさん国民年金加入の手続きはお済みですか

二十歳以上の学生のみなさん、国民年金の加入手続きはお済みでしょうか？まだ手続きをしていない方は早めに済ませましょう。

二十歳から国民年金に加入していませんと、学校卒業後六十歳まで国民年金に加入し、保険料を納めても満額の老齢基礎年金が受けられません（満額の老齢基礎年金を受けられるには、二十歳から六十歳まで四十年間の保険料納付が必要）。

また、二十歳以上の在学期間中に自動車やスポーツの事故などで障害者となった場合に障害基礎年金が受けられませんが、二十歳以上の学生を、任意加入から強制加入に改正した主な理由はこの二点にあるのです。

保険料（平成三年四月より一ヶ月九、〇〇〇円）の納付が困難な場合は申請することによって保険料の納入を免除される免除制度も設けられています。

まだ国民年金の加入手続きを済ませていない二十歳以上の学生の方は、速やかに住民登録している市町村役場で手続きを行ってください。



税金とはなんだろうか

国や地方公共団体は、私たちの幸福と繁栄のために、私たちの生活のすみずみにいたるまで広い範囲にわたり仕事をしています。そして、これらの仕事に要する費用の大部分は、税金でまかなわれています。税金は私たちが明るく、豊かな生活を願うかぎり、どうしても負担しなければならない社会共通の経費であるといえるのでないでしょうか。

少しでも税を知っていただくため、四月より「みんなで知ろうやさしい税金」を連載します。是非ともご覧いただきますよう、お願いいたします。

税金の種類

税金と一言で言っても国に納める税金もあれば地方公共団体に納める税金もあり、またその中でも

たくさん種類の税金があります。つきにどんな種類があるか見てみましょう。

○国税と地方税 国に納めるのが「国税」、地方公共団体に納めるのが「地方税」です。地方税には都道府県に納める「都道府県税」と市町村に納める「市町村税」があります。

○直接税と間接税 税金を負担する人が直接納めるのが「直接税」で、税金を負担する人と実際に納める人がちがうのが「間接税」です。

たとえば酒税の場合、お酒を買うとその代金の中には税金が含まれていますから、税金を負担する人はお酒を買った人ですが、その税金を納めるのは、酒の製造業者などです。

○普通税と目的税 納められた税金をどのような仕事に使うかがあらかじめ決められているのが「目的税」で、特に決められていないのが「普通税」です。

たとえば、自動車取得税は、道路に関する費用に使うことが決められている目的税です。 次回は税金の種類をもう少し詳しくお知らせいたします。

楽しくボランティアしませんか！

病気や、高齢のために障害のある方が、月1回村の総合福祉センターで、リハビリをしています。

ボランティアとしてお手伝いしてみてもいいなあと思われる方、ぜひ出かけてみて下さい。(保健婦)

○4月19日・5月20日・6月20日 午後1時～午後5時

